

原子力損害賠償支援機構

第3回運営委員会

平成23年10月21日

原子力損害賠償支援機構



午後2時30分 開会

○下河辺委員長 それでは、定刻になりましたので、これから会議を始めたいと思います。

本日はお忙しいところお集まりいただきありがとうございました。

ただいまより原子力損害賠償支援機構の運営委員会の第3回目の委員会を開催いたします。

なお、本日は委員の [ ] がご所用のため欠席をされております。

予定されております議事に入ります前に、委員長の私のほうから一言ご報告をさせていただきますが、既に翌日の新聞、また、場合によりましたら当日の夜のテレビニュースの報道等でごらんいただいたかと思えますけれども、水曜日、19日の午前中に運営委員長としての私が [ ] [ ] ほか、その他の執行役員数名とともにあらかじめアポイントをいただいた上で、内幸町の東京電力に勝俣会長並びに西澤社長をお尋ねいたしました。

お話としては、小一時間ほど幾つかの点について意見交換をさせていただきました。会長、社長のほかには人事担当、企画担当、そして今回の被災の損害賠償を担当されておられる常務もご出席をいただいて、幾つかの点について支援機構、また、並びに特別事業計画の検討を進めております運営委員会の立場において、19日の段階で東京電力さんのほうに要望をさせていただいております。

また、私は運営委員会の委員長の立場の前に、調査委員会の委員長ということもしてまいりましたので、その関係で10月3日に野田総理に提出をいたしました委員会報告を改めて西澤社長にお渡しをさせていただきまして、委員会報告の中に盛られている、大分広範にわたる点について重ねてきっちりと東電のあり方についての合理化、モニタリングを強力に進めていただきたいと、その実現いかんが今回の緊急並びに来春にかけての総合特別事業計画の策定に大きく影響してくるところでありますからということをお話ししてきました。

この会見が、意見交換が終わりました後に、これは私が個人的に前から希望しておりました、内幸町の本社の14階に東京電力が管轄しておりますブロックすべての発電、送電を一元的にコンピューターでもって管理しております、いわゆる中央給電指令所がございまして、そこを出席者とともに西澤社長みずからご案内をしていただきました。大変興味深い内容で、3月11日当時も全電源喪失に伴って、瞬時とはいいいませんが、間もないうちに1F、第一福島発電が全部落ちたわけですから、それに伴って、関東ですから50サイクルですかね、普通の発電と受給が釣り合って、ちょうど50になっている。通常はその許容誤差が0.2サイクルでもつ

てコントロールしているんだそうです。コンピューターでは、3・11のときには1Fがダウンしたことによって、あり得ないほどだけれども、2サイクル落ちたんだそうです。

それはそれとしてお聞きしたんですけれども、ではどのぐらいでもってその落ちた2サイクルが、ほとんど前例のない落ち方だったのでしょうか、どのくらいの時間でリカバリできたんですかと言ったら、コンピューターシステムですべて今まで抑えていたところを全部立ち上げるとか、オープンにするとかで、2分で全部回復したと。幸いなことに、金曜日の午後2時46分、50分前後にかけて起きたトラブルだったので、あとは週末にかけて需要がダウンしていくと。土日は乗り切れたけれども、その仕事が再開する月曜日以降も最早1Fの回復が全くあり得ないということだったので、計画停電に踏み切らざるを得ませんでしたという話をお聞きしました。小学生以来の大変貴重な社会見学で、実際に見ることができました。大分余談になりましたけれども。

それでは、早速、本日予定しております議事を進めてまいりたいと思います。

本日は資料の3として、昨日の夕方6時前に一応案段階でメールでお配りをさせていただきましたけれども、きょうごらんいただくのはさらに若干手が入りました資料3でございます。

それでは、この内容につきまして、冒頭、[ ]のほうからお願いいたします。

○ [ ] それでは、私のほうから全般的な説明をさせていただいて、その後、[ ]と [ ] からこの資料3に基づいてご説明をさせていただきます。ちょっと紙から離れて、全般の建てつけ、それから目的を申し上げたいと思います。

資料3をごらんいただきますと、副題がついております。親身・親切的な賠償の実現に向けた緊急特別事業計画という副題がついておりまして、ここにまさに今回の事業計画の性格、目的があらわれておりまして、とにかく賠償の円滑な実行を最優先するための緊急な特別事業計画という位置づけでございます。

それから、ポイントの2つ目は、では支援内容として何をやるのかということでございますが、これは後ほど紙で見いただきますが、これはいわゆる経営資金の支援は今回は入らないと。したがって、例えば社債の引き受けであるとか、資本であるとか、そうしたものは入らない。賠償のための資金の交付、これに限るということで特別事業計画を組んでおります。

いわゆる要賠償額、幾らでは支援するのかということでございますが、それについては、年内で言えば大体7,000億、年度内で言えば1兆円ぐらいが今の時点では見通せる金額でございますが、これはどの程度の金額が確実に見通せるかというのを今、内々やっております、多

分この間ぐらいに落ちるのではないかなと思いますが、今、まだ確定の数字はございません。

それで、これはちょっとここだけの話でございますけれども、一方で、なるべく賠償のために大きな金額をここで計上したらいいではないかという意見も一部にあったんですけれども、これは余り大きな金額を計上いたしますと、2つ理由がございます、一つは仮に認定の過程で何らかの事故があった場合に、東京電力の債務との関係、あるいは純資産の関係が出てまいりますので、それはそういうリスクは避けたいと思ったことが一つ、それから2つ目に、余り大きな金額をここで出してしまいますと、資産の売却の手が緩むという点がございまして、その点も考慮要因として考えてやっております。

それから、3つ目のポイントは、第三者委員会を出していただいた合理化案、これについては、ごらんいただくと3ページ目の一番下に、10年間で2兆5,455億円を超えるコスト削減を達成するという事で、きちんと鮮明にして、しかもそれが原賠機構と東京電力の連盟で今回は出すということでございますので、まさに公式に10年間で2兆5,000円余のコストカットを約束したという形になります。

それから、その各論についてはこの別の対処方針という資料4の紙、これもくっつけてございますけれども、これもあわせて出して、後ほどまた詳しくご説明いたしますが、いつの時点でどういうふうにアクションプランをつくって、それを具体化していくかという話を明示することになっています。

それとともに、この実際にやっていく場合にきちんとそれをモニタリングしていく、この合理化案の実行を工程表をつくる所、それから、それを実現する所、これをモニタリングする体制をつくるというのが一つの今回のポイントでございまして、これについては、先ほど下河辺委員長からお話が合ったように、委員長からも東電の幹部に言っておりますし、後ほどご説明いたしますように、この報告書の中にも入れております。それプラス、実は枝野大臣と今ご相談をさせていただいておりますのは、できれば極めて高いレベルで共同で委員会をつくって、この合理化案及び経営の再生みたいなものを監視、実行していく体制をつくれなにかという問題意識を枝野大臣も持っておられまして、これはちょっとここだけの話でございますが、それで、場合によっては来週の月曜日か火曜日に東電の社長さん、それから下河辺委員長、杉山理事長に枝野大臣のところに来ていただいて、大臣としての考え方も示したいという内意を言われております。

ただ、ちょっとこれはまだ正式に決定しておりませんので、ここだけの話とさせていただきます

たいと思います。

それから、4番目のポイントは、先ほど申し上げた副題にありますように、親身・親切的な賠償という看板だけではだめなものでございまして、むしろそのための東電、機構がそれぞれ何をするかという行動計画を書き込んでございます。

それで、文章の中にはっきり書きましたように親身・親切的な賠償という基本が欠落していたというその真摯な反省に立って、これこれこれをやりますという形になっておりまして、東電が5つの約束というのを、後ほど[ ]から説明いたしますが、しておりまして、迅速な賠償支払いであるとか、あるいは和解、仲介の尊重であるとか、相当踏み込んだ内容を東電自身としても今回やろうとしているというのが今の状況でございます。

それから、5番目に金融機関、それから経営責任等、従来から論点になっているところでございまして、これは書きぶりも含め後ほど[ ]のほうから説明をさせていただきます。

それで、私のほうから一言最後に今後の段取りで今考えていることで申し上げますと、きょうこれでご議論いただいて、来週もまたこの運営委員会で恐縮ですがお時間をいただいて、ご議論いただきたいと思います。それである程度ご議論が収斂していけば、10月の末ぐらいに運営委員会で決めて、それで11月の連休が明けたぐらいの時点で枝野大臣のところに機構、東電の幹部が伺って認定をするかどうかということとその場で言っていただくと。

それで、あとは法的な、いわゆる決済の手続をやるということでございますが、実は内々、電力改革と東電に関する閣僚委員会というのができることになっておりまして、これが11月4日に第1回がございまして。それで、その場でもこの事業計画について、これは枝野大臣のほうから報告という形になると思うんですが、もし認定を得られていれば、認定した事業計画をご報告をされるという運びになっております。

すみません、ちょっとオーバーオールな説明、以上でございまして、それでは中身のご説明をさせていただきます。

○ [ ] それでは、私、[ ]のほうから説明いたします。

お手元の資料、この資料3が実際の本文なんですけれども、これを全部説明しますと時間が物すごくかかってしまいますので、参考資料としてこのA4横の特別事業計画（案）概要というものがあるかと思います。こちらを中心に適宜、この資料3のほうに戻りながら説明すると、そんな形をさせていただければと思っております。

最初にこのA4の横のほう、こちらを開いていただきますと、2ページ目は特別事業計画の

位置づけということですので、皆さんには釈迦に説法ですので、飛ばさせていただきます、3ページが目次となります。これは資料3の本文のほうと同じ目次が書かれております。全体で6章仕立てになっておりまして、本計画の前提という考え方の部分と原子力損害の賠償、それから、東京電力の事業運営に関する計画、資産及び収支の状況に係る評価、支援援助の内容、機構の財務状況、こんな章立てになっています。

今のA4資料、次のページが本計画の前提という1章目でして、本文のほうですと3ページ目、4ページ目、ここが本計画の前提という部分に当たります。ここで述べておりますのは、前回ですと骨子といった部分、2回に分けるという部分あたりを説明しているんですけども、先ほど[ ]のほうからも話がありましており、今やらなければいけないことは親切・親身な賠償を即時実現することであるということとして、それとの兼ね合いで考えますと、横の資料の1つ目、2つ目の白い丸になりますけれども、損害賠償の請求手続の改善ですとか、きめ細かな相談、対応とともに資金援助によって賠償金支払いを確実なものとするということ、そのために国民の方々の理解を確保して、その負担を最小化するために東電の経営財務の透明性を高めて、経営の合理化を徹底するということ、この2つが直ちに実行すべき課題であるというふうに考えておりますので、その課題についてだけ述べたような緊急特別事業計画をここで取りまとめをしたと、そういうことを書いております。

そして、電気事業制度の改革の動向等を踏まえ、また、今現在わかっていないような状況もわかってくるということを踏まえて、東電の経営のあり方について、中長期的視点からの抜本的見直しを行い、来春を目途に総合特別事業計画を策定しますということ。それが2つ目のこととなります。

そして3つ目は、これも先ほど[ ]のほうから申し上げましたが、第三者委員会の報告の指摘事項を実行すべく、資料4、経営合理化策等の対象方針というもので、東京電力と機構との間でこれをこのようにやると、このようにやるといいますのは、今、資料4のほうがお手元にあると思いますけれども、設備投資ですとか、たしか二十何項目かの項目について、対処方針というところのような内容で、東京電力とこれをやるということで合意しておりまして、しかも、単にやると言っぱなしですと本当にやるかどうか分からないということがありますので、一番右側の分類というところではここにイロハと書いていまして、表紙のところにもイロハの説明がありますが、イというものはもう既にやることもアクションプランもできているというような状況だと思いますので、機構と東電、両方の参画した、後ほど説明しますが、ワーキ

ンググループで、そのアクションプランのよしあしを検証したら、すぐ実行するというもの。それから、ロというのは、そのワーキンググループでまずアクションプランをつくる。できるだけ11月中と考えていますけれども、アクションプランをつくって、その後実行するというもの。それで、ハ、これはまだ検討するだけで決まっていて、中長期的な課題などもありますので、これをまずいつまでに結論を出すか、その検討をどう進めるかということをしてできるだけこれも11月中に、その検討のスケジュールまでを決めるというもの、この3つに分類しています。イとロの間ですとか、いろいろ細かい部分もあるんですが、大まかにその3つに分類して、ワーキンググループのほうで詰めていくというところまで東京電力と合意した上で進めていくと。そんなことを考えております。これはまた後ほど。おおむねこの最後の資料4の内容は大体資料3の本文にも盛り込まれております。

行ったり来たりで申しわけないんですが、参考資料のA4の横の先ほどの字の大きな資料に戻っていただきますと、そこで10年間で2兆5,455億円削減しますというふうに書いてあるんですが、我々としては、総合特別事業計画に向けて、さらに調査、深掘りを行って、それを超えるコスト削減策を達成するということを考えております。きっちりそれを書いております。

それとあわせて、必要に応じてということになりますが、被害者支援の仕組みですとか、エネルギー制度の改革等に向けて必要な措置の検討を要望していくと。これは今回というよりも、主に総合特別事業計画、あるいはそれ以降ということになると思いますが、そういった要望も出していくということをこの本計画の前提というところに書いています。

そして、本文でいいますと、5ページから11ページまで、この辺は原子力損害の状況ということで事実が、発生経緯ですとか、損害の様態、収束についての今後の見通し、見通しは事実ではないですけれども、それから、その後の廃炉に向けた適切な処理のための措置に関する事項ということが並んでいます。これは東京電力のほうで、援助申請を出すときに載せなければいけない資料と同じでして、それをおおむねそのまま転記するという形になっております。ほとんど東電のほうから見えている事実を淡々と書いているだけですので、ここでは説明は省略させていただきます。

本文の12ページ目、A4横の資料の5ページ目、ここが要賠償額の見通しという部分になります。ここでは、現時点で可能な範囲において、合理性を持って確実に見込まれる賠償見積額、舌をかみそうな言い方ですけれども、それを算定した結果を踏まえて今はちょっと日付と金額

は黒丸で塗りつぶしていますが、最終的にはこれを入れますけれども、本年何月何日、機構に対して要賠償額の見通しを何とか億円何とか万円にする資金援助申請を行ったというものを書くことになっています。

この算定の前提が5ページあるいは本文の12ページ両方に書いていますけれども、紛争審査会の中間指針の内容に加えて、ロードマップのステップ2の目標達成時期ですとか、あるいは仮払いの実績の人数、避難等の対象区域の事業者数、就労人口ですとか、あるいはそこに該当するような産業の平均所得、売上高、利益率等の統計データです。その平均と比べてどのくらい下がったかというようなものをもとに計算し、現時点において合理的に見積もることができる金額を算定するというところで今取り組んでいるところです。

現時点では算定が難しいというような事項に関しては、この先、明らかになってきているということが結構、多々出てくると思いますので、その場合、必要に応じて、この緊急特別事業計画の要賠償額の見通しについての変更申請、そういう形で対応したいと考えております。

これは変わるたびに、また毎回、毎回、経営合理化をやってもらって、経営責任をとってもらってということはなかなか大変でございますので、その賠償額の前提となる事情が変わったがゆえに損害要賠償額だけ変わったという場合は、その金額の変更申請という形で対応したいなというふうに考えております。

それともう一つ、第三者委員会報告で要賠償額の見通しとして、4兆7,000億というような数字が出されていましたが、あれとは違うということはここで明確に述べておいたほうがいいかなということで、どちらにも書いているんですけども、第三者委員会報告の要賠償額の見通しは、マクロデータ等々を用いた一つの試算値で、かつ、要賠償額の枠を考えるためのやや多めにとったものというふうに聞いておりますが、今回のものはそうではなくて、現時点で合理性をもって確実に見込まれるものを積み上げて計上しているということで、委員会報告の金額とは異なりますということは明記しております。

そして、次のA4横の4の6ページ、本文では13ページから20ページ、損害賠償の迅速かつ適切な実施のための方策、こちらは[ ]のほうから説明いたします。

○ [ ] 6ページでございます。親身・親切的な賠償のための5つのお約束ということで、5項目記載がございます。

1点目が迅速な賠償のお支払いということであります。東京電力の対応に係る手続での期間を、目標期限を定めるということでありまして、書類が到着してから3週間以内に確認をする。

合意書が返送された後、一、二週間をめどにお支払いをするという定量的な目標期限を定めて迅速な支払いを行うというのが1点目です。

2点目がきめ細やかな賠償のお支払いということでありまして、特に個人事業者の方々に資金繰りに窮される方もおられるということで、そういった方々を対象に、1回目のお支払いを速やかに実施した上で、事情とか必要性を踏まえて、その休業損害についての概算による賠償を実施するというのが1点目です。

もう一つは、東電ですとか、関係自治体に寄せられました、被害者の方々からのご要望に関して整理した上で、きめ細やかな賠償という観点で具体的な内容を決定して、速やかに実行に移すということであります。

3点目が、和解仲介案の尊重ということであります。賠償請求後、あるいは紛争解決の手続が幾つかございますが、和解の仲介というのは非常に重要な柱の一つとなっております。これをより実効あるものにするために、東電としては審査会において提示される和解案を尊重することとするということをこの計画の中に記載するものであります。

4点目が親切な書類手続ということで、これはご案内のとおりいろいろと分厚いマニュアルとか、いろいろなご批判を受けてございますが、そういった反省を踏まえて、請求書そのものについて簡素化を図るという内容であります。

5点目が誠実なご要望への対応ということで、さまざまなご要望、苦情等を受けておりますけれども、時期によってその内容も変化しますので、そういったものを集約整理しまして、定期的に東電の対応につきましてホームページで公開をします。そういうことを通じて、一部誤解等が住民の間でされているようなものについてもそういったものの是正を図る、解消を図るという内容であります。

次が機構による対応でございますが、賠償手続の道しるべということで、先般報道発表させていただきましたが、1点目が専門家チームによる巡回相談の実施ということでございます。

2点目がモニタリンググループを、10名ほどのグループを機構内部に設置いたしまして、さらには東電に職員を派遣し、支払いの内容などにつきましてモニタリングを行うというものであります。

3点目が被害者の方々の声の伝達ということで、現場の活動を通じて得られましたいろいろな要望その他につきまして、関係方面と共有するため、リエゾンとしての役割を果たすという内容でございます。

以上でございます。

○ [REDACTED] 次が事業及び収支に関する中期的な計画ということで、横の資料ですと7ページ目、本文ですと21、22、23ページになります。これは本文のほうをちょっと見ていただけますでしょうか。

これは当初2年間分数字を出すという、その後、数字自体は半年、今年度中だけで、あとは定性的に表現しますと申し上げたものです。その定性的表現というものがこの21ページのところに書いてありまして、機構による東電への資金援助を実施する意義はということで、3つの機構の目的が書いてありまして、東電は資金援助を受けるに当たり、このことを改めて認識した上で以下の方針に従って事業運営を行うこととするとして、電力の安定供給という基本的な使命を確実に果たしつつ、事故によるご迷惑をおかけしている皆様への対応、福島第一原発事故の収束安定化、そして経営の合理化、この3つに重点を置いて経営を進めますという定性的な方針を、中期的な計画として書いています。

具体的には、被害者の方々に対して、先ほど申し上げたような5つのお約束に基づいて、迅速かつ適切な賠償の実施に努めるということ、それから、事故の収束安定については、避難されている方々の帰宅を実現し、安心して生活していただけるよう全力で取り組むということ、経営合理化については、委員会報告において指摘された事項及びさらに深掘りすべき事項について徹底的に実行に移すということ、これを基本方針にこの先やっていきますというようなことで、中期的な計画としております。

それと、21ページ目の②、特別事業計画の確実な履行の確保ということ、ここがモニタリングあるいはワーキンググループと申し上げている部分です。先ほど見ていただいた資料4に示すとおり、委員会報告の記載事項及びその他、もう少し深掘りするような事項について、徹底的に実行に移していきますということを東京電力に言わせ、これを確実なものとするために、東電及び機構は以下の協働体制を整えるということにしておりまして、1つ目は東電の若手中堅社員、これは社内選抜的な社員に定期的なチームをつくってもらうということになっておりまして、30代から40代ぐらいですか、そこと機構の職員を主体とする改革推進チームを編成します。あわせて東電と機構が有機的に連携し、改革の徹底に向けたコミュニケーションの円滑化、認識の共有化ということを果たすために、東電の社内に常駐スペースを設けていただき、社員を派遣するということを考えております。これはまだ返事が来ていないのであれですが、まずは数人、下河辺委員長が一両日中に返事をくださいと申し入れているので、きょうですか

ね、まだ待っているところですけども、5人ぐらい恐らく、まずは常駐スペースとして行くのはと思っています。

ただ、実際は東電の目の前にあるダイビルというビルの中に、50名以上入れるDDルームを設けていただいています、そこにも今うちの職員が常駐しているのに近い状況なんです。そこでDDファームの人たちと一緒に、時には東電の社員を呼んでグリグリやっているんですが、そこと連携しながら、一部は東電の本体の中に入っていくと、そんなようなものを想定しております。

次の22ページに移っていただきまして、そこで先ほどの資料4に挙げたようなテーマごとに設備の効率化ですとか、購買改革、人件費削減、資産売却と幾つかありますし、あと普段の資金繰り、そちらも見ていかないといけないものですから、財務、資金の管理、それと、[REDACTED]のところの迅速かつ適切な賠償金支払いといったテーマごとに改革推進チームとそれぞれ担当部門がございますので、設備ですと技術部ですか、そういった人たちの担当者からなるワーキンググループを設けます。

そのワーキンググループにおいて、さまざまな取り組みについて、実施内容だとか、実施時期、あるいは具体的な段取りといったものを盛り込んだアクションプラン、先ほど[REDACTED]が言った工程表、そちらを遅くともことしの末までに、できるだけ11月中に策定するというのを考えておりまして、その際、機構の職員はそのアクションプランの適切性、アクションプランをつくるところ自体も一緒にやりますけれども、適切かどうかをチェックするということも行います。

そして機構としては、職員がメンバーとなるワーキンググループを通じて、日々の現場レベルでの取り組みの進捗状況を管理するということをいたしますし、同時にこの運営委員会に東電の経営陣の方に定期的に来ていただいて、そこで進捗状況を報告していただくということをして、経営改革実行に向けた経営陣のコミットメントを確保するといった形で、いろんな各層でモニタリングを行っていくということを考えております。これがモニタリング、あるいはアクションプラン策定ワーキンググループと言っているものでございます。

それと、③収支の姿ということがありまして、これは先ほど申し上げたとおり、数値は今年度のものという形になっておりまして、次の23ページに実際の数字が載っておりまして、あわせて24、25に第三者委員会に記載された10年間の事業計画、これはそのまま数字に載せていますので、変更はしていないんですが、これを参考として載せるというような形態をとっており

ます。

23ページのほうですが、これは見ていただいたとおりの数字ではあるんですけれども、特徴的なことを申し上げますと、まず、原発がなくなって、燃料費がふえたことによって、営業費用なんかはかなりふえまして、その結果、営業利益という段階では、前年と比べると大幅なマイナスになっているということです。

最終的には純利益がマイナスの6,000億という形になります。それと、キャッシュフローですが、これも投資キャッシュフローは昨年よりもむしろよくなっているんですけれども、これはさまざま資産売却、これを行いますので、その結果、投資キャッシュフローだけは少しよくなる。ただ、トータルといたしますと、1兆2,000億ぐらい、現金及び現金同等物が減ってしまい、最終的な末の残高は9,320億、それと純資産もあくまでこれは参考値、機構から幾ら入るか等々によって変わってきますので、参考値ですけれども、6,838億と、そんなような数字となっております。

それとA4横の資料のほうに戻っていただきまして、そちらの8ページ目、3-2. 経理の合理化のための方策、本文ですと26ページから33ページまでに該当します。これはA4横の8ページに書いてあることをもう少し詳しく本文では書いてあるというような構造ですけれども、A4横の8ページのほうを説明いたしますと、東電及び機構において、供給設備、発電所、それから流通設備、修繕費といった、設備投資にかかわる部分です。こちらの見直しを当然行っていかなければいけませんし、これを見直すことで中長期的には修繕費というコストが減っていくというような構造があるんですが、このために先ほどのワーキンググループ、検討実施体制というのはワーキンググループというふうに言いかえていただいてもいいですけれども、それを確立して、11月にアクションプランを策定した上で、可能な施策から直ちに実行にするとというようなことをより細かく26ページには書いてあるという形になります。

それと、コスト削減の徹底ということで、以下の削減策に取り組むことで、平成23年度において、2,374億円のコスト削減を実行するということでして、もう少し細かく見ますと、資材・役務調達、それと買電・燃料調達費用、こちらについてもワーキンググループで11月中にアクションプランを策定し、具体策を実行するということが及び、これまでやってきたことも含めてになりますが、前者で885億、後方で111億円削減するというような計画となっております。

これは前回申し上げました、第三者委員会のほうで考えた削減策と東電のほうでもともと考えていた削減策、それをすり合わせた結果、このくらい今年度削減になりそうだというような

ものでございます。

それと人件費、こちらの数のほうに関して言いますと、平成23年度期初の人員数から、これは書いていませんが、平成25年度末までに連結で7,400人、単体で3,600人の人員削減を実行すると。

それと、単価ということで言いますと、管理職は年棒25%カット、一般職は年収の20%の削減というものを当面継続するということです。ただこれは本文のほうにも書いていますが、新しい人事制度を現在策定中でして、人件費の総額はほぼこの水準に抑えながらも、中身の配分の仕方はその新しい人事制度にのっとってメリハリをつけて書いていくということを想定しております。29ページの給与・賞与というあたりです。本文のほうの、今後の給与については全体として一律5%削減の水準を維持しつつ、2年後をめどに従業員のモチベーションを維持し得るメリハリをつけた新人事制度に移行とするという形で総枠は抑えながらも、中のメリハリづけはつけて、モチベーションを維持できるような、頑張った人はもらえるというような形に変えていくということを想定しております。

○ 〇 この25%、20%とこの5%の関係はどうなんですか、ちょっと読みにくいんですけども。

○ 事務局 年棒と給与。

○ 〇 この25%のところは年棒……

○ 〇 年収は賞与も入っているんです。この下のは給与だけですので。

○ 〇 ということは、賞与はもっと下げることですね、加重平均すれば。

○ 〇 そうですね。

○ 〇 50%ぐらいですか、感じで言うと。

○ 〇 いや、これは50%削減ということで報告書にありましたから、そこは変えていないですから、ちょっと書き方が悪いところはそこははっきり書きます。

○ 〇 わかりました。

○ 〇 数字の連動性、連動はいたしておりますので、誤解の招かないような表現に変えます。

それと、8ページ目のA4の横のほうに戻りますと、確定給付の企業年金、これはタスクフォースでも論点になっていたと思いますが、現役の重要員のみならず、OBの方、受給権者、こちらについても再評価率の下限を引き下げて、かつ終身年金、こちらも減額すること

に向けて取り組んで、平成24年度中の実施、これを目指すということを考えております。

まだ完全に合意するところまで行っていませんけれども、タスクフォースの時点では合意できていなかった終身年金、こちらについてはおおむね合意できそうな状況になっておりまして、あと残りは受給権者の再評価率、そこのところを下げられるかどうかという形になっております。

ただ、一方で平成24年度中に実施しよういたしますと、もうすぐにでもOBの方が1万5,000人いらして、その方々に説明しに回ると。彼らの計画ですと、266回説明会をやるというようなことですので、なので、すぐ実行していかないと、平成24年度中の実施には間に合わなくなってしまうものですから、早めに方針は決めて、すぐ実行すると。目安、まだわかりませんが、ちょうど来年の株主総会のあたりで実施できるかどうかが見えてくると。そんなスケジュール感で動くように今は交渉しております。

ほかに福利厚生費等についても削減を行いまして、今年度、614億円を削減、そして、人員削減対象給付等については先ほどのようにワーキンググループをつくって、11月中にアクションプランを策定し、具体策を実行するというような取り組みをしていきます。

それと、寄附金や厚生施設費等のその他経費、それから附帯事業の営業費についても同じような取り組みをいたしまして、今年度中に前者が734億円、後者が50億円削減するというようなことを考えておりますし、そう書く予定です。これは本文ですと30ページのあたりです。

それと、資産等の売却、本文ですと31ページ以降になりますが、こちら不動産については原則3年以内で時価ベースで2,474億円相当、この相当というのは、経済環境によって時価が変わってしまいますので、計画策定時の2,472億円に該当するようなもの、そして23年度は152億円相当の売却を実施するという形で今もそれでいますし、書く予定です。有価証券については原則3年以内で3,301億円相当、23年度に大部分、3,004億円相当の売却を実施すると。

事業及び関係会社に関しましては、委員会報告で売却と整理された1,301億円相当については原則3年以内に売却、平成23年度はこのうちの328億円相当を売却し、売却と整理されなかった部分についてもコスト削減や事業再編等を進めていくということをワーキンググループをつくってアクションプランをつくったり、アクションプランを検証したりしていくと、最終的にはモニタリングを行っていくということを考えておりますし、権益の確保やスマートメーター等々の経営資源を有効活用した戦略的なビジネス展開、前回も話が出ましたけれども、前向きなものです、コスト削減。場所がここに入っていて、ややおかしいんですけれども、より前

向きな戦略的なビジネス展開についても、外部からビジネスプランの提案を募ることも検討するというので、あわせて検討していくという予定でございますし、そう記入する予定です。

○ [ ] この点について確認したいのですが、資料4のところの5ページの資産売却、子会社、関連会社というところの、一つは、第三者委員会の報告で売却とされたものについては原則3年で売却、これはそのとおりなんです、②のところに売却することとされていないものについては、原則年内に事業の継続・非継続の方針を決定と書いていますけれども、ここの書きぶりからです、これはもう売却しないものについては、事業再編等はするけれども、その決定は変えないように読めるんですが、こちらの資料だとそこも含めてもう一度、本当に継続するか非継続にするかというのは、改めて検討して検討するように読めますよね。ここのところは整合性がないような気がするんですが。

○ [ ] 資料4の5ページの下のところですか。

○ [ ] というのは、もともと経営財務調査委員会のところで、この子会社、関連会社のところというのは、それほど委員会としては相当突っ込んだ議論というのは余り時間的に余裕がなくてできていなくて、もちろんタスクフォース事務局はちゃんと整理はされていたんですが、なぜ申し上げたかという、要するにあそこで売却と書いたのはもちろんしょうがないんでしょうけれども、そうでないものについては、逆にお墨つきをもらって、これはもうこのままやるんだというふうに受け取られかねないのではないかと。ここの部分には、せっかく事業の継続、非継続の方針を決定と書いてあるわけですから、一応事業計画のほうにもそれを踏まえた書き方にしておかないと、これだけだと何かの再編はするかもしれないけれども、基本的に継続すると読めるので。

○ [ ] そうですね。本文でいいますと32ページの真ん中辺、3の事業・関係会社というところの4行目以降、継続、非継続の切り分けについて、精査をさらに進めた上でと書いてありますので、ここで取り上げているつもりだったんですけども。

○ [ ] というのは、要するに不動産有価証券事業関連会社、こうあるわけです。有価証券って要するに今年度全部基本的に売ってしまっていて、もう来年以降に効果はないわけです。残っているのを見ると、これを読んだし、ここだけ見ると、要するに不動産というのは2,472億円相当で、今年度152億ですね。事業関係会社というのは1,301億円で、そのうち328億円ですね。こういうふうにして、その次の24年度以降というのは、その差の部分しか効果がないですね。つまり、キャッシュフローに与えるプラスの効果というのは余り期待できません

よねと。こうなるので、むしろさらにもっとあそこで継続と書いたものについても不断に見直しをするという姿勢があったほうがいいのではないかとという意味で、その趣旨をもう少し反映した書き方にしたほうがいいのではないかと。

○ [ ] 分かりました。中身自体は精査を進めた上で、より幅広い範囲を対象ということで、それはそういう意思では書いてあります。表現の仕方をもう少し検討します。

○ [ ] 単に表現ぶりを。

○ [ ] よろしいでしょうか。

○ [ ] この資料4とこちらの本文の対応関係をずっと確認していくと、資料4で項目の立てられたものは殆ど本文に書かれています。しかし、最後のところの2項目、追加の部分のところを見てください。2番目のほうは、明らかに資料4の文章そのものに対応するような記述が本文にあるのですが、その上のほうが資料4の文章に対応する記述が本文にありません。発電事業等の記述に含めたという意図だと思いますが、ちょっと余りにも資料4のこの部分に対応する記述がなさ過ぎるというか、全くないというか、バランスが悪すぎると思います。現行の発電事業等という記述では全く意味がわかりません。この資料4に書かれている短い文章に対応する文章を本文に入れることはできないでしょうか。これが1点目です。

2点目です。資料4からも漏れてしまっているのも難しいとは思いますが、取引所回りの記述が本文で全くなくなってしまいました。取引所周りのことは規制改革と分類したので、今回は入れなかったということだと思います。この判断は合理性があると思います。しかし、例えば買電とかを考えれば、長期契約だから短期に費用を削減するのは難しいという指摘は正しいのですが、取引所をうまく利用するのはすぐにコスト削減につながるもので、適切な取引所利用のほうが多く手がつけやすいわけです。大きな項目を1つ立てることは難しいかもしれませんが、買電のところで一言触れるとか、何か取引所の利用によってコストを削減するという指摘がどこかに出てくるとありがたい。

以上、2点です。

○ [ ] おっしゃるとおり、取引所自体のことは制度の話でしたので、とりあえず外しています。今の話は書くとする、28ページ、本文のほうです。ちょっとそのところ、どういう表現が可能かということを検討します。

経営合理化のところはよろしいでしょうか。

○ [ ] すみません、最初の点はどうなっていますか。

○ [ ] 最初の点ですか、資料4の最後のページの下から2つ目の、なかなかタッチな部分ですね。連携と経済合理性を勘案しつつ、電気事業資産の売却等について検討を進める。これも……

○ [ ] 売却せよと書く必要はないと思います。資料4に書かれている通りの表現、検討せよ、で良いと思います。資料4に書かれているのは非常に穏当な表現ですので、そのまま使えばよいと思います。

○ [ ] これは一応この表現で東電さんとも合意がとれているので、穏当な表現にはなっています。だから、書くとなると、26ページの供給設備のあたりになるんですかね、発電設備というふうにここは書いていますので、もしかすると。

○ [ ] これは26ページの供給設備のところにこれをそのまま書けるかどうかということですね。

○ [ ] ちょっと考えさせていただきます。

○ [ ] よろしいでしょうか。

○ [ ] 子会社とか関連会社に関しては、先ほど [ ] もおっしゃっていましたが、私の記憶では、最終的に第三者委員会のほうで、こういうふうな形でいい、あるいは悪いといったような結論はなく、一応デューデリだけ済んだということと理解しております。報告書の中でも支援機構のほうで、再度検討するといった文言が入っていたかと思います。

私の心配を申しあげますと、第三者委員会の時には、手元の資金不足が懸念されていたので、とにかく売れるものは売ってお金を得ることが当時は重要だったと思います。ですが、現在は支援機構も稼動し、東電に対して賠償原資が入るようになってきております。このように見ますと、今後、特別負担金をどういうふうに返していくかという点になります。ですが、こうした議論は、第三者委員会では、残念ながらそこまで踏み込めませんでした。電気料金の構成費用として参入できない特別負担金を東電にどのようにして捻出してもらうのが支援機構としての課題になっていくのではないかと思います。そうしたときに、不動産や有価証券というのは、そのものは資産価値はありますけれども、キャッシュフローとしては配当などが主なものになりますので、それらは売却することについては納得できます。しかし、子会社・関係会社のビジネスを考えた場合に、それらがキャッシュフローを生んでいるのであれば、そのキャッシュフローを当面は得て、最終的に、賠償の総額や特別負担金の総額が見えてきたときに売ったほうが、東電の得られる総キャッシュフローは理論的には多分には大きく

なります。

ただ、子会社・関係会社については、そうした特別負担金の負担の原資としては考えないということで、皆様が合意されるのであれば私も異論はございません。是非このあたりの考え方の整理をお願いしたいと思う次第です。それから、先ほど[ ]がおっしゃった送電線とかそういう発電設備を売却するかしないかということになってきた場合、第三者委員会のほうでやりました事業の切り分けは、電気事業に関係するかしないかだけだったかと思いますので、これについても話しが変わってくると思います。やはり整理が必要ではないかと思います。

○ [ ] 最初の事業関係会社に関しての切り分けです。これは切り分けの軸自体をもう一度見直すかどうかということは別として、今、売却対象にされたものであっても、再度それが金額も含めて妥当かどうかというところは、個別の会社ごとに確認しようと思っています。見ると、結構割引率がかなり甘い割引率で見えていたり、東電さんの調査がちょっと低かったですから、それで見えていて、到底売れないだろうというものがあったりしますので、それはもう一度見直します。その結果、売却対象となっていたけれども、ほとんど売れないみたいなことが出てくるかもしれません。そこで一つはまず前の結果をそのまま受けるわけではないという形を考えてというふうに思ってください。

2つ目、特別負担金の支払いですが、これは当分、この先どのような形で総合特別事業計画以降、お金を入れていくかですとか、そういったことにかかわってくるものではありますけれども、当面はかなり難しいのではないかなというふうに思っておりまして、どのタイミングから特別負担金の支払いまで視野に入れた検討を行うかということももう少し分析等を進めてから考えたいなというふうに考えております。

○ [ ] ちょっと追加いたしますと、特別負担金は、いずれにせよ今年度のやつについては年度末までに決めないといけないので、来春につくる総合特別事業計画の中では、特別負担金についてはやっぱりある程度は先の話も見込まないといけないと思います。

ただ、ご承知のように除染のコスト、廃炉のコスト、それから賠償の線引きの見直し、こういう話が年末年始にかけて出てまいりますと、そうすると、東電が中長期的に計画を立てるときの前提がこの前の第三者委員会のとときと変わってまいります。そうすると、特別負担金の金額も本当にエネルギー政策を担う企業体として、この金額をこの期間かぶるのだねという議論は当然やっていただかないといけなくなって、そうすると経営形態も含めて総合事業計画の中でどうするかという議論をしていただくということになると思いますので、要は今の時点では

まだはっきり申し上げられませんが、相当いろいろな選択肢も念頭に置いて検討するのが来春の作業になるということだと思います。そのときには当然発電電の話も、これは規制にかかわりますけれども、試算として、仮に売却する場合にはどのぐらいになるのかというデューデリジェンスはしておかないと、選択肢を幅広くして議論するための要素が全部そろいませんので、それでしたら、発電設備、送電設備についてもやりたいということでございます。事業会社もその一環で同じだと思います。

○ [ ] わかりました。

○ [ ] よろしいでしょうか。そういたしましたら、次は金融機関、株主への協力要請と経営責任の明確化ということで、A4横の資料は9ページ目でございます。

○ [ ] くだいんですけれども、要するに特別事業計画を考えると、例えば年度末までに何か新しい投資をするというときに、もちろんキャッシュがないから、キャッシュでは投資はできないけれども、資産売却とオフセットして、つまり、逆に言うと例えば現物出資をするとか、そういう形でやるという余地もあるんだろうと思うんですけれども、いずれにしても、そういうかなり重要な意思決定を機構と東電との関係でどういうふうに見ていくのか、特にさっき [ ] もおっしゃいましたけれども、この資産の売却の部分というのは、それほど第三者委員会でも最終的に結論を出したというよりは、機構の判断にゆだねるところが多かったと思うので、ここに出ている戦略的なビジネス展開という、ちょっとここにこれがあるのが少し違和感はあるんですけれども、ポジの面がここにあるんですけれども、それもやっぱり、そういう部分もなければいけないと思うんですけれども、実際に意思決定するときに、東電がどういう意思決定をして、機構はそれに対してどういう対応をするのかというところについては、少し考えておいたほうがいいのではないかなと思うんです。これは先ほどのモニタリングとも関係するんですけれども、要するにモニタリングするのは非常にいいことなんですけれども、逆に言うと、一蓮托生みたいになって緊張関係がなくなってしまうと、共同でつくったような妙な連帯感ができるとそういうことになりかねないんですね。その辺も含めてきちっと議論しておいたほうがいいかなというふうに思います。

○ [ ] 今の点はストックホルム症候群みたいなことになるかどうか、そこまでやれるかどうかもありますけれども、先ほど冒頭で申し上げたように、機構が監視、モニタリングの組織を東電の中につくって、若手主体のいわば共同チームみたいなものをつくるということともう一つ重ねて、トップレベルで委員会をつくる [ ]

それはまさに [ ] がさっきおっしゃったような、全体の経営に係る意思決定、これは多分総合特別事業計画をつくるのと並行してやっていかないとなかなかできないので、それはトップレベルのそういう意見交換をする場合は、ストックホルム症候群かどうかは別にして、いずれにせよ必要だと思います。それで、ただそこで話した内容をこの運営委員会でもできる限りご報告して、それで、東電とはまた別の独立した立場から運営委員会のほうでいろいろご議論いただくというけん制関係をつくってやっているということではないかなととりあえず思っていますが、またこれはやりながら多分考えることになると思います。

○ [ ] そうしましたら、A4横の9ページ目、本文ですと34ページ目以降、金融機関、株主への協力要請についてです。

金融機関に関しては、A4横の9ページのほうを申し上げますと、総合特別事業計画に認定するまでの間、以下の要請を行うという記載になっておりまして、すべての取引金融機関に対し、短期借入金の元本相当額及び総合特別事業計画の認定時までに弁済期が到来する長期借入金の元本相当額、この両者について、各弁済期において、借りがえ等を行うことを要請すると。従来、残高維持という表現をしていたのですが、残高維持を言ってしまいますと、金融庁との関係で債務者区分をどうするかというのが影響するらしいので、言い方を、表現を変えておりますが、実質的には同じようなことだとお考えください。

それと、日本政策投資銀行に対して、ここでは賠償金支払いを資金使途としてと書いてありますけれども、一定の短期のつなぎ融資の枠、これを設定してくれるように要請しております。より言うと、この資金使途も制限しないでできないかということで、要請しようと思っており、交渉しているところでございます。

それと、東電の主な取引金融機関に対して1.9兆円、2兆円近い緊急融資というものをもらっているんですが、あれは使途制限がかかっていて、すべてに使えるわけではございませんので、それを緩和するといいますか、用途を追加するといいますか、そちらのほうも要請するということを今いたしているところで、交渉中でございます。

それと、株主に対する協力なんですけど、これは前期と同様今期も、あるいは当面の間、無配を継続するということが株主に対する協力要請になりますので、その旨、記載するということを考えております。

それと、事業の円滑な運営確保のための方策ということを書くことになっておりまして、ちょっとこの9ページの中で真ん中だけ唐突に変なものが入っているように見えるんですが、安

定供給に対して、そのために供給がどうなっているかというようなことを記載することになっていて、供給力の低下ですとか、この冬及び来春以降の需要増に対応するために、ガスタービン等の緊急設置電源の設置ですとか、新設工事中電源の建設等々を行い、そのための設備投資として、平成23年度には7,199億円を計上するということを淡々と書くということを考えております。

最後は経営責任で、本文ですと37ページ目です。こちらもちょうど4月、5月及び6月、時期が順番にふえていきますけれども、この表に書いてあるような形の報酬の減額措置を継続しております。したがって、今回の緊急特別事業計画ではこの措置を継続するということをやっていただくとともに、次の総合特別事業計画においては、退任ですとか、退職慰労金の放棄を初めとする、さらなる経営責任の明確化について結論を出すということまでここに記載し、ずるずるといくことはしないというようなことにしたい、そう考えております。

ちなみにこの表、常務が60%減で取締役が100%減となっていておかしいのではないかとこのふうに見えるんですが、取締役は、これは現在社内におりませんで、電事連に行っている人たちだけですので、なので、社内ですと60の次、社外の50、それから40になっている、そう思ってください。

以上が株主の協力要請、経営責任の明確化です。

○ 一つだけ質問があります。資本市場に関するステークホルダーについては、株主のほかに社債権者がいると思います。社債権者のほうには、結局今回は当面は要請を求めないということですが、それを明確に書く必要はないのでしょうか。

○ ご指摘のとおり、社債権者も、当然ステークホルダーのど真ん中にいると思うんですが、ここは議論をもちろんしたんですが、では金融機関のように残高維持というか、彼らは残高が動くような人たちではないんですが、何らかお願いするかということを書くことも、市場に与える影響という大きいかもしれないんですが、何らかそこについて考えているのかみたいなことを惹起してもこれはまずいというような議論もしておりまして、今回は何もそこには触れないでおこうですとか、債権放棄とかいった表現も今回のものは触れないでおこうという議論を中で整理したところでございます。

○ わかりました。ありがとうございます。

○ 下河辺委員長 東電の社債のボリュームが数字として頭に入っておられない委員の方もおられると思うので、ざっと東電の社債のポジションというものを説明しておいてあげたほうが。

○ [ ] 金額的には社債は約5兆弱ぐらいの数字がございまして、借入金がほぼ緊急融資が2兆ぐらいあって、それを含めると今、4兆円ですので、負債という意味では借入金よりも社債のほうが多い状態で5兆円という、両方合わせて9兆円という、かなりの社債権者の幅というか、比率は高いという状況にございます。

○下河辺委員長 ありがとうございます。

どうぞ。

○ [ ] 経営責任のところなんですが、[ ] 少しく勘繰り過ぎかもしれないんですが、これは事務局で調べていただきたいんですが、よくこういうときにあるケースとして、関連会社あるいは関係会社から顧問であるとか、何らかの形で収入を得ているケースというのは結構民間では多いんですよね。ですから、これは金額としては大したことはないんですが、姿勢の問題なので、あるのかないのか、あるとしたら、やっぱり表に出して、それを正当化してお知らせするというようなことをすべきだと思いますし、原則としてなしが正しいんだと思いますけれども、ぜひ事務局でお調べいただければありがたいと思います。

○ [ ] 了解いたしました。

A4横の10ページ目が資産及び収支の状況に係る評価でして、これは書かなければいけないので書いているのに近い部分もあるんですけども、第三者委員会の報告での評価結果が出されておまして、それを機構としても評価するという形をとっております。現時点において可能な範囲で評価したということと言えますと、内容は妥当であるというのが資産の状況のほうの結果でして、この先、ただ、まだ1月もたたない時間でしか我々は見えておりませんので、より一層精査して、何か問題があるかないかということは次の総合特別事業計画のほうに反映したいと、そう考えております。

それと収支の状況も同じく委員会報告における暫定的評価の妥当性を確認しているという形で、さらにこの、それ以降のものについても含めた23年度の収支を評価しております。

今後、先ほどから申し上げているように損害賠償の動向が、除染等がかなりふえてくるのではなかろうかということですか、あるいは廃炉の費用がどうなるかですか、そういったことについてもより一層の精査を行って、より長い時間の収支状況について再評価を行うというのは総合特別事業計画に向けて取り組む予定でございます。

○ [ ] 戻って恐縮なんですけれども、金融機関のところなんですけれども、これはこの取引

金融機関というのは東電本体のという、それともグループ全体、それで、これは邦銀だけではなくて、青目もいるはずで、実際いますよね、そういったところに対して、例えば借りかえ等で、今、いわゆる残高維持ということになるのかというのが一つと、特に海外の案件なんかそういうのが結構あると思います。

2つ目は東電が行っていた補償です。例えば日本原燃とかに毎年たしか3,000億円ぐらい補償していたと思うんですけども、そういった親会社、東電の親会社として、子会社と関連会社の資金調達について補償した部分についての取り扱いが全然書かれていないんですけども、その点について、2点ちょっとご質問です。

○ [REDACTED] 前段の対象のところにつきましては、タスクフォースの報告書と同様のベースでの数字が並んだ金融機関ということにしております。

それで、その中では外銀でいうとパリバが入っております、そこはタスクフォースのころからだったと思いますが、短期のロールをしている先なんですけれども、非常に厳しいという状況でございます。ここはただこういった形で認定日以降の維持をお願いするというので、先般から東電さんと私どもで、主要なそういったところには回り始めているので、パリバについても必要に応じてそういった状況のご説明に回って理解を得ていこうといったようなことは考えております。

ただ、彼らは欧州の金融機関で、結構自分自身が厳しいと。本部のほうからやっぱり格付とかスプレッドの点について、やいのやいの言われているという話がありますので、でも、ただそこはこういうことで皆さん金融機関一体となってお願ひしますということを主張していくといったような状況だと思います。

もう一つ、 [REDACTED]  
[REDACTED] ということで位置づけていこうと思いますので、今回の緊急の中ではこれは特段そこには触れていないという状況です。

○ [REDACTED] 最後になりますが、A4横の11ページ目、資金援助の内容と機構の財務状況です。

資金援助の内容のほうは、先ほど要賠償額がまだ空欄になっておりましたけれども、その金額から補償金1,200億円を損害賠償の履行に充てるための資金として交付するというようなことを書く予定でございます。

そしてそのファイナンスとしての交付を希望する国債の額等々ですけれども、2つ目の白

い四角です。これは東電による賠償金支払いの進捗ですとか、除染費用等の合理的な見積もりと書いていますが、この先、要賠償額が増加していくというような可能性がかなり高いのではなかろうかと思っています。こうした場合に被害者の方々に対する賠償金支払いを遅滞なく行うということを考えますと、機構が機動的に対応できるようにしておくことが重要で、なので、平成23年度の政府予算で計上されている額の国債の交付を希望するというふうに申し出ようと思っております。

それと最後、機構の財務状況です。機構は現時点では負担金の収納はないものですから、要賠償額に対する資金を交付しようと、それを行うためには国債の交付がないとできないのでお願いしますということと、あと被害者の方々を対象とする相談業務ですとか、あるいはモニタリング、さらにはDDといったものの実施については出資金を充当することで十分対応することが可能ですので、それはそちらで行いますと。ただ、本計画の策定に伴って予算計画も変更するという事を記載すると、そういう予定でございます。

以上、A4横の要約版を中心になりましたが、内容としてはこんなような事を記載する予定でございます。

○下河辺委員長 ありがとうございます。よろしいですか、この段階では。途中で幾つものご質問をいただいておりますけれども、どの点でも。

では

○ 今のご説明の機構の財務状況について質問がございます。負担金の収納が行われていないためにこのようになるというのは理解しております。ですが、原発を保有するすべての電力会社から頂戴する一般負担金についての計画はどのようになっているのでしょうか。これは

○ これも年度末。

○ それも総合事業計画。

○ それは当然、特別負担金と一般負担金と両方とも東電が払うことになりますので、特別負担金、一般負担金とも同じタイミングで決めるのが一番望ましいと思いますので、したがって、3月末までに決める必要があると。

○ わかりました。

○事務局 来年の予算として決めることになります。来年度の予算ですとか。

○ 来年度からと。わかりました。



したがって、将来、10年先まですべて合理的に見積もられる必要があるとすれば、それが相当金額、例えばここに出ている金額よりも多くなるわけですが、それを決算に織り込むことができるかできないか、これが極めて大きな問題になると思うんです。

多分、監査法人としては最終的に負担することになる金額が相当大的な金額だとしても、現時点で見積もれる金額、最大限注意を払って会社としての責任として見積もれる金額までを計上するということで、それに対しては適正な決算であるというふうに認めざるを得ないと思うんです。これは薬害訴訟とか、そういう場合でも、どんどん損害賠償額がふえてくるということがあるわけですから、将来すべて見込めるまで計上するかどうかというのは、企業にとっても実質的に不可能ですから、そこまでは求めることはできないだろうと。ただ、決算書以外で補足説明として、そういう今後賠償額がまたさらにふえる可能性がある。こういう状況の説明をつけた上で決算が適切であるというふうに判断することになるのではないかと思います。

○下河辺委員長 ありがとうございます。

それでは、その他どのような点についてもご質問、ご意見、あと時間10分ほどございますので、いかがでございましょうか。

○  金融機関のところなんですが、先ほどご説明があった、緊急時の分についての、いわゆる使途制限を取り払うという話、交渉中だという話だったんですが、この見込みで、もしこれが合意が得られれば、ここにその文章を書き込むということになるんでしょうか。というのの一つと、それと、その辺の交渉状況がどうなっているかということをちょっともう少しご説明いただければと思います。これが一つです。

それから、2点目は先ほどの資産売却に関係するんですけれども、要するに何がしかの投資をするときに、円現金ではなくて、実物で投資するとか出資するとかということもあるわけですが、そういう重要な意思決定とか資産処分の決定をするときに、機構に相談せずにやるということは多分普通にはないと思うんですけれども、そういうことを相談を受けるような、そういうメカニズムになっているのかということで、それがちょっと変に誤解されて外に出ると、結構機構とまた癒着しているのではないかとかいうくだらない話が出かねないものですから、ちょっとその辺をお聞きしたかったということです。

○  1つ目の金融機関のほうは私のほうからお答えいたします。

当然、きょうの委員会の先生方にご説明をする前において主要なところを回り始めておりま

す。それで、緊急融資先ということで、8行ということになりますけれども、当然彼らはある意味すごい短い時間の中で意思決定をお願いしていくという、割と無理筋なことをやりつつあるわけなんです、カウンターパート同士の今までのやりとりの中で、ご対応を前向きに考えていただいているといったような感触を私どもとして持っております。

それで、その記述がどこかというのは、実は35ページの緊急融資に係る資金使途の追加を要請するということでやっていると。この使途制限の緩和という言葉自体よりも、融資の追加といったような語感、ちょっとここは語感みたいなことも含めて前向き感を出したいということもございますので、こういったところで記載しようということを事務局としては考えております。

○ [ ] それと2点目の重要な資産等の売却ですが、これについては、一つはまず先ほどのワーキンググループのところで不動産等々の資産の売却に関しても計画をつくって、日々常駐して、売却する、しないというものをチェックするということを考えておりますので、それが一つということと、先ほども経営者レベルでもという話がございましたよね。それも本当に隠れてやったらという部分はありますけれども、基本的にはその中で、こんなように計画を進めていくというものも出していただき、その進捗度合いを見ていくということになりますので、そこでチェックしていくという、その二重だと思っております。

○下河辺委員長 ほかのご質問、ご意見はおありになりませんか。

それでは、特になさそうですので、1点だけ確認なんですけれども、この本体の39ページの最終ページの6の機構の財務状況の上に出てくる平成23年度の政府予算というのは、これは本予算という意味で、現在招集された臨時国会で3次予算で乗っかってくる金額は入れてこない2兆円分という意味で。

○ [ ] いや、補正も含めて考えております。

○下河辺委員長 補正も含めて。補正も含めると、2兆プラス3兆で5兆円という、そういう意味合い。

○ [ ] これはそもそも2兆円も第1次補正ですから、ここは多分補正予算も含めてという意味で書いて。1次と3次で、2足す3で5兆円という。

○下河辺委員長 ただ、ここの特別緊急計画で出た段階では、少なくとも今の臨時国会でまだ3兆円分通っていないから、その関係では……

○ [ ] そうですね。ここの表現を若干工夫したほうがいい。

○下河辺委員長　そうですね。若干だけ、突っ込まれたときに数字が幾つになるのかということで微妙に。

○[ ] 28日に予算は提出されると思いますけれども、通っては恐らくいないと思います。

○下河辺委員長　そうですね。ということで、その点だけちょっと注意を払っていただきたいという。

ほかに何かございませんでしょうか。

○[ ] プレスとの関係だけ一言申し上げます。

前回の運営委員会の後は、私が一応プレスブリーフィングをして、2段階ということは合意をされましたという話を報告しました。

プレスには緊急特別事業計画の内容とスケジュールについて議論があったという話ですが、多分それではおさまらないです。委員長と私のところに問い合わせがあったら、一つは緊急特別事業計画は、親身・親切的な賠償実現のために緊急にやるという基本的な目的、これが妥当なものだという確認がされまして、それから2番目に、したがって、機構からの資金支援については、賠償のための資金交付に原則として今回は限るということも確認されましたということ、それから3番目として、第三者委員会報告の10年間2兆5,000億という、それ以上の合理化実行を東電、機構としてコミットした上で、モニタリングを含め実行のための体制をきちっと書き込めという話、それから4番目として、第三者報告に加えて、親身・親切的な賠償に向けた行動計画を具体的に書き込めと、以上、4点はご報告を受けて合意だと考えておりますというふうに言おうと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

○下河辺委員長　よろしゅうございますね。

それではそういうことでお願いいたします。

それでは、きょう配付いただいて説明を受けました資料3の内容については、きょうの段階では運営委員会としては基本的には了ということで、さらにこれを数字の点の落とし込みを含めてブラッシュアップされたものでご説明、ご審議をいただくと、実質的には来週の月曜日でこれはほぼ確定するという形になって、そこから先は[ ]のほうからご説明があったような、極めて高度の、大臣とか、党絡みの段取りが進んでいくことになる。

○[ ] 今連絡ありましたのは、まだプレスには言わないことになっていますが、月曜日の11時から枝野大臣のところに委員長、理事長、西澤社長に来てくれと、枝野大臣から今回の

計画に当たって自分としてはこれを大枠として入れ込んでほしいという話を申し上げたいと。

○下河辺委員長 わかりました。

それではそういうことでございますので、所管の枝野大臣のところに、運営委員会としては委員長が杉山理事長と一緒に伺いするという事にいたします。

それでは、予定いたしました審議事項は以上でございますので、きょうの議事録につきましては、事務局にていつもどおり作成いたしまして、当日、委員の皆様を確認をしていただいた上で確定をいたします。議事録の扱いは従前どおり非公表という形になります。次回の開催は既にご案内のとおり、来週月曜日24日の夕刻で恐縮ですけれども、17時から18時30分の1時間半ということでございまして、引き続いて緊急特別事業計画案の最終的なご審議をお願いしたいと思っております。

ほかに特になければ、きょうの第3回の運営委員会はこれで終了といたします。

どうも長時間、ありがとうございました。

午後3時55分 閉会